

遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地

遺言者の本籍地

遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、追加で保管の申請をする場合は、最初に保管の申請をした遺言書保管所に対してのみ行うことができます。

3 申請書を作成する

申請書に必要な事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。

また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

遺言者お一人ずつの予約が必要です。

5 保管の申請をする

次のアからオまでのものを用意して、予約した日時に**遺言者本人**が、遺言書保管所にお越しください。

ア 遺言書

ホチキス止めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

イ 保管申請書

あらかじめ記入して持参してください。

ウ 添付書類

本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票等
(マイナンバーや住民票コードの記載のないもの)

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

エ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券等

(有効期限のある身分証明書については、有効期限内のものである必要があります)

オ 手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき3,900円です

(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください)

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6 保管証を受け取る

- 手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡します。
- 遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利です。大切に保管してください。
- 遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。

保管証	
遺言者の氏名	遺言 文書
遺言書の住所及び住所	相続開始の年月日
遺言書保管所	〇〇法務局
保管番号	0000-00000-000

上記の遺言書が申請した遺言書保管所に保管を開始しました。

法務局 〇〇法務局
〇〇法務局

遺言書保管所
法務 〇〇法務局

交付される保管証のイメージ画像